

消防本部告示第4号

応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年消防本部告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年7月23日から施行する。

令和7年7月23日

一宮市消防長 帖佐 義文

応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年消防本部告示第1号）の一部を新旧対照表のとおり改正する。

応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱(平成 6 年 10 月 26 日消防本部告示第 1 号)新旧対照表

現行	改正案
_____応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱 (再交付) 第 5 条 消防長は、<u>普通救命講習又は上級救命講習</u>を受講し、修了証_____の交付を受けた者が、修了証__を亡失し、又は汚損した場合において、修了証__の再交付の要請があったときは、_____救命講習修了証__再交付申請書(様式第 6)を提出させ、修了証__を再交付することができる。 (事務分掌) 第 2 6 条 この要綱に基づく事務の統括は、<u>一宮消防署管理課</u>が行う。 2 各消防署においては、前項の規定により<u>一宮消防署管理課</u>が行う事務を補助する。	<u>一宮市</u>応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱 (再交付) 第 5 条 消防長は、_____救命講習_____を受講し、修了証<u>又は参加証</u>(以下「修了証等」という。_)の交付を受けた者が、修了証等を亡失_____又は汚損した場合において、修了証等の再交付の要請があったときは、<u>交付から 5 年間に限り、</u>救命講習修了証等再交付申請書(様式第 6)を提出させ、修了証等を再交付することができる。 (事務分掌) 第 2 6 条 この要綱に基づく事務の統括は、<u>消防本部消防救急課</u>が行う。 2 各消防署においては、前項の規定により<u>消防本部消防救急課</u>が行う事務を補助する。

一宮市応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱

平成 6 年 1 0 月 2 6 日

消防本部告示 第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、一宮市救急業務規程（平成 5 年消防本部訓令第 4 号）第 3 5 条の規定に基づき、住民に対する応急手当の普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）の認定要件等応急手当の普及啓発活動について必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

第 2 章 講習等

第 1 節 住民に対する普及講習

(講習等)

第 2 条 消防長は、事業所、防災組織その他の住民に対し、随時普通救命講習、上級救命講習又は救命入門コース（以下「救命講習」という。）を実施するものとする。

2 消防長は、救命講習の受講を希望する者には、救命講習受講申請書（様式第 1）及び救命講習受講者名簿（様式第 2）を提出させるものとする。

(救命講習の種類)

第 3 条 標準的な講習は、次に掲げるとおりとし、そのカリキュラム、講習時間等詳細事項については、別表第 1、別表第 1 の 2、別表第 1 の 3 及び別表第 2 までに掲げるとおりとする。

講習の種類		主 な 普 及 項 目
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法（対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。）
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及び A E D の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表第 3 及び別表第 3 の 2 のとおりとする。

- 3 消防長は、応急手当普及員が主として事業所、防災組織その他の組織においてこれらの組織の構成員に対して普通救命講習を実施する場合は、救命講習実施届（様式第3）及び救命講習受講者名簿（様式第2）を提出させるものとする。

（修了証等の交付等）

第4条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対して、修了証（様式第4又は様式第4の2）を交付するものとする。

- 2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、修了証（様式第4）を交付することができる。

- 3 前項の申請があった場合、救命講習実施報告書（様式第5）及び救命講習受講者名簿（様式第2）を提出させるものとする。

- 4 消防長は、前3項の規定に基づき修了証を交付したときは、交付した者の氏名、生年月日等を救命講習受講者名簿に記録するものとする。

- 5 消防長は、救命入門コースに参加した者に対し、参加証（様式第4の3）を交付することができる。

（再交付）

第5条 消防長は、救命講習を受講し、修了証又は参加証（以下「修了証等」という。）の交付を受けた者が、修了証等を亡失又は汚損した場合において、修了証等の再交付の要請があったときは、交付から5年間に限り、救命講習修了証等再交付申請書（様式第6）を提出させ、修了証等を再交付することができる。

（一般救急講習）

第6条 消防長は、第2条第1項に規定する救命講習のほか、住民に対する応急手当の普及講習として、心肺蘇生法、出血時の止血法、その他の救命処置要領等を内容とする一般救急講習を実施するものとする。

- 2 前項の一般救急講習は、事業所、防災組織その他の住民に対し、これらの者からの要請に応じ、随時実施するものとする。

第2節 応急手当指導員

（応急手当指導員の認定等）

第7条 救命講習の指導については、応急手当指導員がこれに当たるものとする。

- 2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から消防長が認定する。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で、別表第4に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者

ア 消防職員で救急救命士の資格を有する者

イ 消防職員で消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者

ウ 消防機関在職中に消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者

(2) 前号ア又はイに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去１年間に３０時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認める者であって、消防長が応急手当指導員講習Ⅰを受講する必要がないと認める者

(3) 前２号以外の消防職員又は消防職員であった者で、別表第５に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(4) 応急手当普及員の資格を有する者で、別表第６に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

(5) 応急手当の普及啓発活動に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当指導員の養成)

第８条 消防長は、自ら又は都道府県知事若しくは消防庁長官が指定する機関が実施する応急手当指導員養成講習に派遣する等、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

２ 消防長は、応急手当指導員養成講習を修了した者に対し、応急手当指導員養成講習修了証（様式第７）を交付するものとする。なお、当該講習を修了した者が本市以外の消防機関に所属する者であることを申し出たときは、消防長は、当該受講者が所属する消防機関の長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

(応急手当指導員養成講習の講師)

第９条 消防長は、応急手当指導員養成講習を実施する場合の講師には、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して、高度な技術と十分な経験を有する者を充てるものとする。

(応急手当指導員認定証の交付)

第１０条 消防長は、応急手当指導員を認定したときは、応急手当指導員名簿（様式第８）に登録し、応急手当指導員認定証（様式第９、様式第１０又は様式第１０の２）を交付するものとする。

(再交付)

第１１条 消防長は、応急手当指導員の資格を有する者が、既に交付された応急手当指導員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当指導員認定証の再交付の要請があったときは、応急手当指導員等認定証再交付申請書（様式第１１）を提出させ、応急手当指導員認定証を再交付することができる。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第12条 応急手当指導員の資格は、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、本市の消防職員は消防本部を退職した日から3年で失効するものとし、当該職員が退職した日から3年以内に消防本部で再任用される場合は、再任用の期間が終了した日から3年で失効するものとする。なお、第7条第2項第5号に定める者の失効は、資格認定日に消防長が定めるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、失効前1か月以内に別表第7に定める応急手当指導員再講習を受講した者については、更に3年間有効とし、それ以後も同様とする。

3 消防長は、応急手当指導員再講習の受講を希望する者には、応急手当指導員再講習受講申請書(様式第12)及び応急手当指導員再講習受講者名簿(様式第13)を提出させるものとする。

第3節 応急手当普及員

(応急手当普及員の認定等)

第13条 応急手当普及員は、主として事業所、防災組織その他の組織においてこれらの組織の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

2 応急手当普及員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から消防長が認定する。

(1) 別表第8に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で別表第9に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者

(3) 前号ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職し、応急手当の普及啓発活動に従事していた者であって、消防長が応急手当普及員講習Ⅱを受講する必要がないと認める者

(4) 応急手当の普及啓発活動に関し、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

3 現に教職員にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

(応急手当普及員の養成)

第14条 消防長は、応急手当普及員の養成講習を随時実施するものとする。

2 消防長は、応急手当普及員養成講習の受講を希望する者には、応急手当普及員受講申請書(様式第14)及び応急手当普及員養成講習受講者名簿(様式第15)を提出させるものとする。

(応急手当普及員養成講習の講師)

第15条 消防長は、応急手当普及員養成講習を実施する場合の講師には、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して、高度な技術と十分な経験を有する者を充てるものとする。

(応急手当普及員認定証の交付)

第16条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿(様式第16)に登録し、応急手当普及員認定証(様式第17)を交付するものとする。

(再交付)

第17条 消防長は、応急手当普及員の資格を有する者が、既に交付された応急手当普及員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当普及員認定証の再交付の要請があったときは、応急手当指導員等認定証再交付申請書(様式第11)を提出させ、応急手当普及員認定証を再交付することができる。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第18条 応急手当普及員の資格は、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、第13条第2項第4号に定める者は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第10に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、更に3年間有効とし、それ以後も同様とする。

3 消防長は、応急手当普及員再講習の受講を希望する者には、応急手当普及員再講習受講申請書(様式第18)及び応急手当普及員再講習受講者名簿(様式第19)を提出させるものとする。

(他の地域で取得した者の扱いについて)

第19条 消防長は、他の地域で応急手当普及員の認定を受けた者について、その認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、一宮市消防本部において認定を受けたものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき認定する場合の要領については別に定める。

第3章 応急手当指導員等の責務

(応急手当指導員等の責務)

第20条 応急手当指導員等は、普及講習が計画的、かつ、効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研さんに努めなければならない。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識、技術の維持及び救急医療の進歩に合わせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所、防災組織その他の住民が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習の内容及び方法について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

- 4 応急手当指導員等が一宮市防火防災訓練災害補償実施要綱（昭和56年消防本部告示第1号）に定める民間防災組織において普及講習を実施しようとするときは、同要綱で定める防火防災訓練実施届を提出しなければならない。

（認定の取消し）

第21条 消防長は、応急手当指導員等が応急手当の普及啓発活動に関し、応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、その資格の認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により認定を取り消す場合は、応急手当指導員名簿又は応急手当普及員名簿から抹消するとともに、認定の取消理由及び認定証の返納について、応急手当指導員等認定取消通知書（様式第20）で通知するものとする。

第4章 その他

（普及啓発用資機材の整備）

第22条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材を整備するように努めるものとする。

（感染防止上の指導等）

第23条 消防長は、応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止の留意事項についても指導を行うとともに、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

（関係機関との連携）

第24条 消防長は、応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及啓発活動を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

（救急認定証交付事業）

第25条 救急認定証交付基準は別に定める。

第5章 雑則

（事務分掌）

第26条 この要綱に基づく事務の統括は、消防本部消防救急課が行う。

- 2 各消防署においては、前項の規定により消防本部消防救急課が行う事務を補助する。

（雑則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成6年10月26日から施行する。

付 則（平成11年8月19日消防本部告示第1号）

この告示は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年消防本部告示第 1 号)

この告示は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年消防本部告示第 2 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年消防本部告示第 2 号)

この告示は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 11 月 16 日消防本部告示第 2 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 24 日消防本部告示第 2 号)

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 9 月 28 日消防本部告示第 4 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 27 日消防本部告示第 1 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 13 日消防本部告示第 1 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 1 月 14 日消防本部告示第 1 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 3 月 25 日消防本部告示第 1 号)

この告示は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 12 月 27 日消防本部告示第 4 号)

この告示は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

付 則(令和 5 年 3 月 28 日消防本部告示第 1 号)

この告示は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

付 則(令和 6 年 3 月 25 日消防本部告示第 2 号)

1 この告示は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定に基づき製作されている修了証等は、改正後の告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。

付 則(令和 7 年 7 月 23 日消防本部告示第 4 号)

この告示は、令和 7 年 7 月 23 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名程度とする。

普通救命講習 I のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間				180

(注)

- 2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
- 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第 1 の 2 (第 3 条関係)

普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名程度とする。

普通救命講習Ⅱのカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	1 6 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
			異物除去法	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	6 0	
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
合計時間			2 4 0	

(注)

- 1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。
- 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- 4 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
- 5 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第1の3(第3条関係)

普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名程度とする。 4 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

普通救命講習Ⅲのカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用方法	AEDの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	

		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法		
合計時間				1 8 0

(注)

- 1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
- 3 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第2（第3条関係）

上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名程度とする。 4 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

上級救命講習のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当 （成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	

		A E Dの使用方法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法	6 0	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価			
その他の応急手当	傷病者管理法	保温法	1 2 0	
		体位管理（回復体位とショック時の対応）		
	手当の要領	包帯法（三角巾等）		
		副子固定法		
		熱傷の手当		
		熱中症への対応（予防を含む）		
		その他の手当（用手による頸椎保護、溺水への対応等）		
		搬送法		搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法）
		担架搬送法（担架搬送の基本事項）		
		応急担架作成法		
			4 8 0	

(注)

- 1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。
- 3 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

- 4 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第3（第3条関係）

救命入門コース（90分コース）

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名程度とする。 3 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

救命入門コース（90分コース）のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保法（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		AEDの使用方法	AEDの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			AEDの実技要領	

（注）

普及時間を分割した講習を可能とする。

別表第3の2（第3条関係）

救命入門コース（45分コース）

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は2名程度とする。

3 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

救命入門コース（45分コース）のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	45
に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
		AEDの使用法	AEDの使用法（口頭又はビデオ等）	
			AEDの実技要領	

別表第4（第7条関係）

応急手当指導員講習Ⅰ

項 目		時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応		
合計時間		480	

（注）

- 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）をいう。
- 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第5（第7条関係）

応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840

救命に必要な応急手当の指導要領	3 0 0
〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	
その他の応急手当の指導要領	1 8 0
各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0
効果測定・指導内容に関する質疑への対応	1 2 0
合計時間	1 4 4 0

(注)

- 1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法(感染防止を含む。)をいう。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第6(第7条関係)

応急手当指導員講習Ⅲ

項 目		時間 (分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	6 0	1 8 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	6 0	
	その他の応急手当の基礎実技	6 0	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	6 0	6 6 0
	救命に必要な応急手当の指導要領	3 0 0	
	〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕		
	その他の応急手当の指導要領	1 8 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		9 6 0	

(注)

- 1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法(感染防止を含む。)をいう。

4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第7(第12条関係)

応急手当指導員再講習

項	目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領		120
その他の応急手当の指導要領		120
合計時間		240

(注)

- 1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。
- 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）をいう。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第8(第13条関係)

応急手当普及員講習Ⅰ

項	目	時間(分)
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	120
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240
	その他の応急手当の基礎実技	180
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300
	救命に必要な応急手当の指導要領	360
	〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120
合計時間		1440

(注)

- 1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）をいう。

4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第9(第13条関係)

応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時間(分)
要指導員	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	180
合計時間		240

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法をいう。
- 2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものとする。

別表第10(第18条関係)

応急手当普及員再講習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

(注)

- 1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。
- 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導するものとする。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法(感染防止を含む。)をいう。